

## 平成30年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第4条第2項の規定により、平成30年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

### 1 取扱事件の審査状況

平成30年12月31日現在

No.	事件番号及び事件名	申立事項	申立日	終結 状況	調査 回数	審問 回数	審査の期間 の日数
			終結日				
1	平成28年(不)第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒処分取消</li> <li>・バックペイ</li> <li>・謝罪文掲示</li> </ul>	H28. 8. 15	救済	8回	1回	838日
			H30. 11. 30				
2	平成29年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒処分取消</li> <li>・バックペイ</li> <li>・謝罪文掲示</li> </ul>	H29. 3. 22	救済	5回	1回	619日
			H30. 11. 30				
3	平成30年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体交渉応諾</li> <li>・謝罪文掲示</li> </ul>	H30. 2. 8	和解	3回	—	147日
			H30. 7. 11				
4	平成30年(不)第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒処分取消</li> <li>・バックペイ</li> <li>・謝罪文交付</li> </ul>	H30. 12. 26	—	—	—	係属中 次年繰越
			—				

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

※No. 1 及びNo. 2 の事件は平成29年3月30日付けで併合し、併合後5回（通算8回）委員調査を実施した。

### 2 審査の期間の目標の達成状況

平成30年に終結した3件のうち命令を発出した2件の審査期間は、それぞれ838日（約2年4月）、619日（約1年9月）となっている。

#### <参考>

○審査の期間の目標について 1年6月（平成17年5月6日沖縄県労働委員会公告）